

衆議院 第四百四十六回国会 安全保障委員会 議 録 第 三 号

平成十一年十一月十六日(火曜日)

午後四時五十六分開議

出席委員

委員長 二見 伸明君

理事 下地 幹郎君 理事 船田 元君

理事 上原 康助君 理事 島 聡君

理事 佐藤 茂樹君 理事 達増 拓也君

理事 安倍 晋三君 理事 浅野 勝人君

伊藤 達也君 石破 茂君

嘉数 知賢君 佐藤 勉君

中山 利生君 西川 公也君

萩山 教嚴君 官島 大典君

吉川 貴盛君 桑原 豊君

中野 寛成君 中山 義活君

旭道山和泰君 富沢 篤紘君

冬柴 鐵三君 西川 太一郎君

佐々木陸海君 東中 光雄君

辻元 清美君

国務大臣 (防衛庁長官) 瓦 力君

防衛政務次官 依田 智治君

防衛政務次官 西川 太一郎君

安全保障委員会専門員 田中 達郎君

委員の異動

十一月十六日

辞任

河合 正智君

同日

辞任

旭道山和泰君

十一月十二日

防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改

正する法律案(内閣提出第六七号)(参議院送付)は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第六七号)(参議院送付)

○二見委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、参議院送付、防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

趣旨の説明を求めます。瓦防衛庁長官。

防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

(本号末尾に掲載)

○瓦国務大臣 ただいま議題となりました防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、このたび提出された一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の例に準じて防衛庁職員の給与の改定を行うものであります。

すなわち、参事官等及び自衛官の俸給につきましては、一般職の職員の例に準じて、指定職及び本省庁課長級職員を除く職員について改定を行うこととし、並びに防衛大学校及び防衛医科大学校の学生の学生手当の改定を行うとともに、営外手当についても改定することとしております。

以上のほか、附則において、施行期日、適用日、俸給表の改定に伴う所要の切りかえ措置等について規定しております。

なお、事務官等の俸給並びに宿日直手当、期末手当等につきましては、一般職の職員の給与に関する法律等の改正によって、同様の改定が防衛庁職員についても行われることとなります。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○二見委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

次回は、来る十八日木曜日午前九時二十分理事會、午前九時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時五十八分散会

防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律

防衛庁の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「及び別表第六」を、「別表第六」に、「別表第九まで」を「別表第八まで及び別表第十」に改める。

第五条第一項第三号、第六条及び第七条第二項ただし書中「別表第九」を「別表第十」に改める。第十八条第二項中「五千七百二十円」を「五千八百二十円」に改める。第二十五条第二項中「十万七千四百円」を「十万七千六百円」に改める。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一 参事官等俸給表（第四条—第六条関係）

職務の級 号 俸	1 級 俸給月額	2 級 俸給月額	3 級 俸給月額	4 級 俸給月額	5 級 俸給月額	号 俸	指定職 俸給月額
	円	円	円	円	円		円
1	247,500	336,900	375,400	417,500	472,300	1	593,000
2	256,600	348,200	389,000	431,300	488,400	2	658,000
3	267,400	359,700	402,600	445,100	504,600	3	729,000
4	277,500	371,500	415,800	459,000	520,800	4	810,000
5	290,700	383,300	429,000	473,000	536,800	5	873,000
6	300,800	395,000	442,100	486,600	552,600	6	937,000
7	312,700	406,200	455,200	500,000	568,300	7	1,025,000
8	323,100	416,900	468,300	512,700	584,000	8	1,106,000
9	333,900	427,600	481,300	525,200	599,700	9	1,185,000
10	345,000	438,200	493,700	537,400	615,400	10	1,269,000
11	356,000	448,800	504,600	548,200	627,900	11	1,346,000
12	367,200	459,300	515,300	558,100	636,100		
13	378,300	469,200	523,900	566,400	643,800		
14	389,300	478,100	531,300	574,200	650,600		
15	400,000	484,700	538,600	579,300	655,900		
16	410,600	490,900	543,500				
17	420,700	495,400	548,200				
18	430,700	499,800	553,200				
19	440,200	504,200					
20	448,200	508,600					
21	454,300	513,000					
22	459,700						
23	464,400						
24	468,700						
25	473,000						

備考 この表の指定職の欄に定める額の俸給の支給を受ける職員は、防衛事務次官その他の官職を占める者で政令で定めるものとする。

第二十八条の三関係)

第一類第十四号

安全保障委員会議録第三号 平成十一年十一月十六日

四

2等陸尉 2等海尉 2等空尉	3等陸尉 3等海尉 3等空尉	准陸尉 准海尉 准空尉	陸曹長 海曹長 空曹長	1等陸曹 1等海曹 1等空曹	2等陸曹 2等海曹 2等空曹	3等陸曹 3等海曹 3等空曹	陸士長 海士長 空士長	1等陸士 1等海士 1等空士	2等陸士 2等海士 2等空士	3等陸士 3等海士 3等空士
俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
252,900	243,300	233,800	227,900	227,700	—	194,000	178,100	—	163,300	155,900
262,300	247,500	243,400	237,500	237,300	218,400	206,700	186,000	178,100	170,700	
271,700	252,000	251,800	245,900	245,700	227,700	217,700	194,000	186,000	175,100	
281,300	260,600	260,400	254,500	254,200	237,300	226,400	203,500	190,500		
291,100	269,200	269,000	263,100	262,800	245,700	234,800	213,700	194,900		
301,000	278,100	277,800	271,900	271,600	254,200	243,100	222,000			
310,900	287,300	287,000	281,100	280,800	262,800	251,400	229,500			
321,100	296,300	296,000	290,100	289,800	271,600	259,500	236,800			
330,800	305,400	305,000	299,100	298,700	280,800	267,700	241,700			
340,500	314,500	314,100	308,100	307,700	289,800	276,000				
350,200	323,600	323,000	317,000	316,600	298,700	284,600				
359,800	332,500	331,800	325,800	325,400	307,500	293,200				
369,400	341,300	340,500	334,500	334,100	316,200	301,700				
379,000	350,100	349,300	343,300	342,900	324,800	310,100				
388,600	359,200	358,300	352,200	351,800	333,200	317,200				
397,700	368,400	367,400	361,300	360,700	341,600	324,100				
406,400	377,300	376,300	370,200	369,600	349,800	330,800				
415,000	386,000	384,700	378,600	378,000	357,800	336,500				
423,600	394,500	393,100	387,000	386,400	365,500	341,200				
432,200	402,900	401,400	395,300	394,700	372,800					
440,500	411,300	409,600	403,500	402,900	380,000					
448,400	419,400	417,700	411,600	411,000	387,200					
455,500	427,400	425,700	419,500	418,800	394,400					
461,300	435,300	433,600	427,400	426,600	401,600					
466,100	442,900	441,200	435,000	434,100	408,300					
470,800	449,200	447,500	441,100	440,200	414,400					
475,400	454,700	453,000	446,600	445,300	419,700					
480,000	459,800	458,100	451,700	450,000	424,400					
484,600	464,500	462,800	456,400	454,600						
489,200	469,200	467,500	461,100	459,300						
493,900	473,900	472,200	465,800	464,000						
498,600	478,500	476,800	470,400							
503,300	483,100	481,400	475,000							
	487,800	486,100	479,700							
	492,500	490,800								

いては、この表の規定にかかわらず、陸将補、海将補及び空将補の(二)欄に定める額の俸給を支給するものとする。
官職に準ずる官職を占める者で政令で定めるものとする。
官職及び一般職に属する国家公務員との均衡を考慮して、政令で定める。

別表第二 自衛官俸給表（第四条、第五条、第六条、第二十七条の三、

階級 号 俸	陸海空	将将将	陸海空	将将将	補補補	1 1 1	等 等 等	陸海空	佐 佐 佐	2等陸佐 2等海佐 2等空佐	3等陸佐 3等海佐 3等空佐	1等陸尉 1等海尉 1等空尉
	俸給月額	俸給月額		俸給月額			円	円	円	円	円	円
		(一)	(二)	(一)	(二)	(三)						
1	593,000	593,000	499,900	458,500	440,900	388,900	円	円	円	円	円	円
2	658,000	658,000	516,500	472,300	454,400	401,100	円	円	円	円	円	円
3	729,000	729,000	533,100	486,100	467,900	414,400	円	円	円	円	円	円
4	810,000	810,000	549,400	499,900	481,400	427,800	円	円	円	円	円	円
5	873,000	873,000	565,500	515,100	494,500	440,900	円	円	円	円	円	円
6	937,000	937,000	581,600	530,300	507,200	454,400	円	円	円	円	円	円
7	1,025,000	1,025,000	597,400	545,500	519,300	467,900	円	円	円	円	円	円
8	1,106,000		612,500	560,600	530,100	481,400	円	円	円	円	円	円
9	1,185,000		627,500	575,700	540,900	494,500	円	円	円	円	円	円
10	1,269,000		639,400	589,700	551,700	506,600	円	円	円	円	円	円
11	1,346,000		648,200	603,000	562,500	517,500	円	円	円	円	円	円
12			657,000	615,700	572,800	527,600	円	円	円	円	円	円
13			665,800	625,100	581,500	537,100	円	円	円	円	円	円
14			674,600	631,300	589,600	543,900	円	円	円	円	円	円
15				637,500	594,900	550,900	円	円	円	円	円	円
16				643,700	600,100	556,400	円	円	円	円	円	円
17					605,300	561,800	円	円	円	円	円	円
18					610,500	566,900	円	円	円	円	円	円
19					615,700	572,000	円	円	円	円	円	円
20						577,100	円	円	円	円	円	円
21						582,100	円	円	円	円	円	円
22						587,100	円	円	円	円	円	円
23						592,100	円	円	円	円	円	円
24							円	円	円	円	円	円
25							円	円	円	円	円	円
26							円	円	円	円	円	円
27							円	円	円	円	円	円
28							円	円	円	円	円	円
29							円	円	円	円	円	円
30							円	円	円	円	円	円
31							円	円	円	円	円	円
32							円	円	円	円	円	円
33							円	円	円	円	円	円
34							円	円	円	円	円	円
35							円	円	円	円	円	円

備考 (一) 統合幕僚会議の議長その他の政令で定める官職以外の官職を占める者で陸将、海将又は空将であるものにつ
 (二) この表の陸将補、海将補及び空将補の(一)欄に定める額の俸給の支給を受ける職員は、備考(一)の政令で定める
 (三) この表の1等陸佐、1等海佐及び1等空佐の(一)欄又は(二)欄に定める額の俸給の支給を受ける職員の範囲は、

附則

(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、
第四条第二項、第五条第一項第三号、第六条及び
第七条第二項ただし書の改正規定並びに附則
第十三項の規定は、平成十二年一月一日から施
行する。

2 この法律（前項ただし書に規定する改正規定
を除く。附則第六項において同じ。）による改正
後の防衛庁の職員の給与等に関する法律（以下
「新法」という。）の規定は、平成十一年四月一
日から適用する。
（俸給の切替え）

3 平成十一年四月一日（以下「切替日」という。）
における職員の俸給月額、附則第五項に定め
るものを除き、切替日の前日においてその者が
属していた職務の級（防衛庁の職員の給与等に
関する法律第四条第三項に規定する第一号任期
付研究員及び第二号任期付研究員（次項及び附
則第五項において「任期付研究員」という。）に
あつては、一般職の任期付研究員の採用、給与
及び勤務時間の特例に関する法律（平成九年法
律第六十五号。附則第六項において「一般職任
期付研究員法」という。）第六条第一項又は第二
項の俸給表をいう。以下この項において同じ。）
又は階級（当該階級が陸将、海将又は空将であ
る場合に於ては防衛庁の職員の給与等に関する
法律別表第二の陸将補、海将補及び空将補の
（二）欄をいい、当該階級が一等陸佐、一等海佐又
は一等空佐である場合に於ては同表の一等陸
佐、一等海佐及び一等空佐の（一）欄、（二）欄又は（三）
欄をいう。以下同じ。）におけるその者が受けて
いた俸給月額（以下「旧俸給月額」という。）に
対応する号俸と同一の当該職務の級又は階級に
おける号俸による額とする。

(旧俸給月額を受けていた期間の通算)

4 前項の規定により切替日における俸給月額
（以下「新俸給月額」という。）を決定される職
員（任期付研究員を除く。）に対する切替日以降

における最初の新法第五条第三項において準用
する一般職の職員の給与に関する法律等の一部
を改正する法律（平成十一年法律第 号。
以下「一般職給与改正法」という。）第一条の規
定による改正後の一般職の職員の給与に関する
法律（昭和二十五年法律第九十五号。附則第九
項において「改正後の一般職給与法」という。）
第八条第六項若しくは第八項ただし書の規定又
は防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を
改正する法律（平成十年法律第二百二十二号。附
則第六項及び第八項において「平成十年改正法」
という。）附則第十項から第十二項までの規定
の適用については、旧俸給月額を受けていた期
間（総理府令で定める職員に於ては、総理府
令で定める期間）を新俸給月額を受ける期間に
通算する。

（最高号俸による俸給月額を超える俸給月額等
を受ける職員の俸給の切替え等）

5 切替日の前日において職務の級又は階級の最
高の号俸による俸給月額を超える俸給月額を受
けていた職員の俸給月額及びこれを受ける期
間に通算されることとなる期間並びに同日にお
いて防衛庁の職員の給与等に関する法律第七条
第二項の規定による俸給月額を受けていた任期
付研究員の俸給月額は、総理府令で定める。
（切替期間における異動者の俸給月額等）

6 切替日からこの法律の施行の日（以下この項
及び附則第九項において「施行日」という。）の
前日までの間において、この法律による改正前
の防衛庁の職員の給与等に関する法律（以下
「旧法」という。）の規定により、新たに旧法別
表第一若しくは別表第二、一般職給与改正法第
一条の規定による改正前の一般職の職員の給与
に関する法律別表第一若しくは別表第六（ハを
除く。）から別表第八まで又は一般職給与改正
法第四条の規定による改正前の一般職任期付研
究員法第六条第一項若しくは第二項の俸給表の
適用を受けることとなった職員及びその属する
職務の級若しくは階級又はその受ける俸給月額

に異動のあつた職員のうち、総理府令で定める
職員の、新法の規定による当該適用又は異動の
日における俸給月額及びこれを受けることとな
る期間は、総理府令で定める。切替日から施行
日の前日までの間において、平成十年改正法附
則第十項から第十二項までの規定により昇給し
た職員のうち、総理府令で定める職員の、新法
の規定による当該昇給の日における俸給月額及
びこれを受けることとなる期間についても、同
様とする。

(切替日前の異動者の俸給月額等の調整)

7 切替日前に職務の級又は階級を異にして異動
した職員及び総理府令で定めるこれに準ずる職
員の俸給月額及びこれを受けることとなる期
間については、その者が切替日において職務の
級又は階級を異にする異動等をしたものとした
場合との権衡上必要と認められる限度におい
て、総理府令で定めるところにより、必要な調
整を行うことができる。
（旧俸給月額等の基礎）

8 附則第三項から前項までの規定の適用につ
いては、職員が属していた職務の級又は階級及び
その者が受けていた俸給月額は、旧法又は平成
十年改正法附則第十項から第十二項まで及びこ
れらに基づく命令の規定に従つて定められたも
のでなければならぬ。

（施行日から平成十二年三月三十一日までの間
における異動者の俸給月額等の調整）

9 施行日から平成十二年三月三十一日までの間
において、新たに新法別表第一若しくは別表第
二又は改正後の一般職給与法別表第一若しくは
別表第六（ハを除く。）から別表第八までの適用
を受けることとなった職員及びその属する職務
の級若しくは階級又はその受ける俸給月額に異
動のあつた職員の当該適用又は異動の日におけ
る俸給月額及びこれを受けることとなる期間に
ついては、当該適用又は異動について、まず旧
法の規定が適用され、次いで当該適用又は異動
の日から新法の規定が適用されるものとした場

合との権衡上必要と認められる限度において、
総理府令で定めるところにより、必要な調整を
行うことができる。

(給与の内払)

10 新法の規定を適用する場合においては、旧法
の規定に基づいて支給された給与は、新法の規
定による給与の内払とみなす。
（政令への委任）

11 附則第三項から前項までに定めるもののほ
か、この法律の施行に關し必要な事項は、政令
で定める。

（自衛隊法等の一部を改正する法律の一部改正）
12 自衛隊法等の一部を改正する法律（平成十一
年法律第二百二十三号）の一部を次のように改正
する。

第二条中防衛庁の職員の給与等に関する法律
別表第一及び別表第二の改正規定を次のように
改める。
別表第一及び別表第二を次のように改め
る。

別表第一 参事官等俸給表（第四条—第六条、第八条関係）

職員の区分	の職級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	号 俸	指定職
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額		俸給月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円		円
	1	247,500	336,900	375,400	417,500	472,300	1	593,000
	2	256,600	348,200	389,000	431,300	488,400	2	658,000
	3	267,400	359,700	402,600	445,100	504,600	3	729,000
	4	277,500	371,500	415,800	459,000	520,800	4	810,000
	5	290,700	383,300	429,000	473,000	536,800	5	873,000
	6	300,800	395,000	442,100	486,600	552,600	6	937,000
	7	312,700	406,200	455,200	500,000	568,300	7	1,025,000
	8	323,100	416,900	468,300	512,700	584,000	8	1,106,000
	9	333,900	427,600	481,300	525,200	599,700	9	1,185,000
	10	345,000	438,200	493,700	537,400	615,400	10	1,269,000
	11	356,000	448,800	504,600	548,200	627,900	11	1,346,000
	12	367,200	459,300	515,300	558,100	636,100		
	13	378,300	469,200	523,900	566,400	643,800		
	14	389,300	478,100	531,300	574,200	650,600		
	15	400,000	484,700	538,600	579,300	655,900		
	16	410,600	490,900	543,500				
	17	420,700	495,400	548,200				
	18	430,700	499,800	553,200				
	19	440,200	504,200					
	20	448,200	508,600					
	21	454,300	513,000					
	22	459,700						
	23	464,400						
	24	468,700						
	25	473,000						
職再任用		347,700	375,700	415,200	454,400	514,400		—

備考 この表の指定職の欄に定める額の俸給の支給を受ける職員は、防衛事務次官その他の官職を占める者で政令で定めるものとする。

の三、第二十八条の三関係)

2等陸尉 2等海尉 2等空尉	3等陸尉 3等海尉 3等空尉	准陸尉 准海尉 准空尉	陸曹長 海曹長 空曹長	1等陸曹 1等海曹 1等空曹	2等陸曹 2等海曹 2等空曹	3等陸曹 3等海曹 3等空曹	陸士長 海士長 空士長	1等陸士 1等海士 1等空士	2等陸士 2等海士 2等空士	3等陸士 3等海士 3等空士
俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
252,900	243,300	233,800	227,900	227,700	—	194,000	178,100	—	163,300	155,900
262,300	247,500	243,400	237,500	237,300	218,400	206,700	186,000	178,100	170,700	
271,700	252,000	251,800	245,900	245,700	227,700	217,700	194,000	186,000	175,100	
281,300	260,600	260,400	254,500	254,200	237,300	226,400	203,500	190,500		
291,100	269,200	269,000	263,100	262,800	245,700	234,800	213,700	194,900		
301,000	278,100	277,800	271,900	271,600	254,200	243,100	222,000			
310,900	287,300	287,000	281,100	280,800	262,800	251,400	229,500			
321,100	296,300	296,000	290,100	289,800	271,600	259,500	236,800			
330,800	305,400	305,000	299,100	298,700	280,800	267,700	241,700			
340,500	314,500	314,100	308,100	307,700	289,800	276,000				
350,200	323,600	323,000	317,000	316,600	298,700	284,600				
359,800	332,500	331,800	325,800	325,400	307,500	293,200				
369,400	341,300	340,500	334,500	334,100	316,200	301,700				
379,000	350,100	349,300	343,300	342,900	324,800	310,100				
388,600	359,200	358,300	352,200	351,800	333,200	317,200				
397,700	368,400	367,400	361,300	360,700	341,600	324,100				
406,400	377,300	376,300	370,200	369,600	349,800	330,800				
415,000	386,000	384,700	378,600	378,000	357,800	336,500				
423,600	394,500	393,100	387,000	386,400	365,500	341,200				
432,200	402,900	401,400	395,300	394,700	372,800					
440,500	411,300	409,600	403,500	402,900	380,000					
448,400	419,400	417,700	411,600	411,000	387,200					
455,500	427,400	425,700	419,500	418,800	394,400					
461,300	435,300	433,600	427,400	426,600	401,600					
466,100	442,900	441,200	435,000	434,100	408,300					
470,800	449,200	447,500	441,100	440,200	414,400					
475,400	454,700	453,000	446,600	445,300	419,700					
480,000	459,800	458,100	451,700	450,000	424,400					
484,600	464,500	462,800	456,400	454,600						
489,200	469,200	467,500	461,100	459,300						
493,900	473,900	472,200	465,800	464,000						
498,600	478,500	476,800	470,400							
503,300	483,100	481,400	475,000							
	487,800	486,100	479,700							
	492,500	490,800								
312,200	302,600	302,200	295,300	291,200	280,900	258,000	—	—	—	—

いては、この表の規定にかかわらず、陸将補、海将補及び空将補の欄に定める額の俸給を支給するものとする。

官職に準ずる官職を占める者で政令で定めるものとする。

官職及び一般職に属する国家公務員との均衡を考慮して、政令で定める。

別表第二 自衛官俸給表(第四条、第五条、第六条、第八条、第二十七条)

職員 の 区 分	階 級 号 俸	陸 海 空	将 将 将	陸 海 空	将 将 将	補 補 補	1 1 1	等 等 等	陸 海 空	佐 佐 佐	2等陸佐 2等海佐 2等空佐	3等陸佐 3等海佐 3等空佐	1等陸尉 1等海尉 1等空尉
		俸給月額	俸 給 月 額			俸 給 月 額			俸給月額	俸給月額	俸給月額		
			(一)	(二)	(三)	(一)	(二)	(三)					
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	593,000	593,000	499,900	458,500	440,900	388,900	354,300	330,300	283,700			
	2	658,000	658,000	516,500	472,300	454,400	401,100	365,300	341,100	294,000			
	3	729,000	729,000	533,100	486,100	467,900	414,400	377,600	351,900	305,900			
	4	810,000	810,000	549,400	499,900	481,400	427,800	388,900	363,200	316,200			
	5	873,000	873,000	565,500	515,100	494,500	440,900	401,000	374,500	326,500			
	6	937,000	937,000	581,600	530,300	507,200	454,400	413,800	385,900	336,900			
	7	1,025,000	1,025,000	597,400	545,500	519,300	467,900	425,500	397,400	347,200			
	8	1,106,000		612,500	560,600	530,100	481,400	437,300	408,900	357,600			
	9	1,185,000		627,500	575,700	540,900	494,500	448,800	420,200	367,800			
	10	1,269,000		639,400	589,700	551,700	506,600	460,200	431,200	378,100			
	11	1,346,000		648,200	603,000	562,500	517,500	471,300	442,200	388,000			
	12			657,000	615,700	572,800	527,600	482,400	452,900	397,600			
	13			665,800	625,100	581,500	537,100	493,400	463,600	407,000			
	14			674,600	631,300	589,600	543,900	504,100	474,200	416,200			
	15				637,500	594,900	550,900	514,100	484,600	425,300			
	16				643,700	600,100	556,400	523,400	491,100	434,300			
	17					605,300	561,800	530,100	497,100	443,100			
	18					610,500	566,900	536,900	501,900	451,600			
	19					615,700	572,000	542,200	506,700	459,200			
	20						577,100	547,500	511,600	465,400			
	21						582,100	552,500	516,400	470,700			
	22						587,100	557,500	521,200	475,300			
	23						592,100	562,600	526,100	479,900			
	24							567,700	531,100	484,500			
	25							572,700	536,100	489,100			
	26							577,700	541,100	493,700			
	27								546,100	498,300			
	28									502,900			
	29									507,500			
	30									512,200			
	31												
	32												
	33												
	34												
35													
職再任用員		—	—	539,900	501,000	480,700	434,900	404,800	379,100	336,300			

備考 (一) 統合幕僚会議の議長その他の政令で定める官職以外の官職を占める者で陸将、海将又は空将であるものにつ
 (二) この表の陸将補、海将補及び空将補の(一)欄に定める額の俸給の支給を受ける職員は、備考(一)の政令で定める
 (三) この表の1等陸佐、1等海佐及び1等空佐の(一)欄又は(二)欄に定める額の俸給の支給を受ける職員の範囲は、

(自衛隊員倫理法の一部改正)

13 自衛隊員倫理法(平成十一年法律第百三十号)

の一部を次のように改正する。

第二条第二項第十号及び第三項第二号中「別表第九」を「別表第十」に改める。

理由

一般職の国家公務員の例に準じて防衛庁職員の俸給月額等を改定する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成十一年十一月二十九日印刷

平成十一年十一月三十日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

T